

申請手続きの流れ

農地法第 3 条の規定による許可申請受付から許可指令書交付までの流れは以下のとおりです。

申請受付	当月 10 日まで
申請書、添付書類補正期限	当月 15 日頃まで
農業委員会総会議案書作成	当月 16 日頃～19 日頃
現地調査	当月 20 日頃～24 日頃
農業委員会総会	当月 25 日（閉庁の場合その前後の開庁日）
許可指令書交付	当月 27 日頃

境町農業委員会では、農地法第 3 条の規定による許可申請の標準処理期間を「30 日」としています。

上記はあくまで「モデル」ですので、参考程度でご理解ください。各月の受付期限、補正期限、現地調査日、総会予定日等詳しくは、農業委員会へお問い合わせください。

問い合わせ先

境町農業委員会事務局

電話 0280-81-1317 FAX0280-87-1937

E-mail noui@town.sakai.ibaraki.jp